

えびの市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成29年12月21日

令和3年10月29日改訂

えびの市農業委員会

第1 基本的な考え方

本指針は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第7条第1項に基づき、えびの市の農地利用の将来ビジョンを描くものです。

具体的には、「農地等の利用の最適化の推進」のため「遊休農地の発生防止・解消」「担い手への農地利用の集積・集約化」「新規参入の促進」の3つについて、数値目標とその目標達成に向けた具体的な推進の方法を定めます。

指針の期間は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）において、「2023年度までに、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて令和5年度を目標とします。

なお、農業委員及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の改選期ごとに検証・見直しを行います。

推進体制としては、地区ごとに農業委員及び推進委員を配置し、毎月の農業委員会総会で市内の農地等の情報の共有化を図り、農業委員及び推進委員、事務局が一体となって「農地等の利用の最適化」を推進できる体制を構築します。

指針に基づく単年度の活動及び点検・評価については、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第37条及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第33号）第15条に基づき、毎年度の明確な活動目標とその達成に向けた具体的な活動計画を定めます。また、その点検・評価を行うことで、指針で定める目標の進捗管理を行います。

第2 遊休農地の発生防止・解消について

1 遊休農地の解消目標

令和6年3月末までに遊休農地の割合を1%とし、令和5年度以降は1%以下を維持することを目標とします。

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和3年3月)	3,645 ha	45.1 ha	1.23 %
1年後の目標 (令和4年3月)	3,641 ha	41.9 ha	1.15 %
2年後の目標 (令和5年3月)	3,639 ha	39.6 ha	1.08 %
目 標 (令和6年3月)	3,636 ha	36.4 ha	1.00 %

注1:「管内の農地面積」は、耕地及び作付面積統計における耕地面積（作物統計調査による面積）と農地法第30条第1項による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積

2 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

(1) 日常的な農地パトロールの実施

遊休化する恐れのある農地を早期発見することにより、遊休農地の発生防止に努めます。

(2) 農地の利用状況調査の実施

市内のすべての農地を対象に、地区ごとに現地調査を実施し、農地の現状を把握します。再生可能な農地（A分類）と再生困難な農地（B分類）に区分します。

(3) 農地の利用意向調査の実施

遊休農地（A分類）の所有者に対し、戸別訪問を中心に今後の利用の意向を確認し、農地の適正利用を推進します。

(4) 非農地判断の実施

再生困難な農地（B分類）については、速やかに非農地判断を実施して、土地の現況と農地基本台帳の地目の整合を図ります。

第3 担い手への農地利用の集積・集約化について

1 担い手への農地利用集積目標

令和6年3月末までに管内の農地面積の80%を担い手に集積することを目標とします。

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和3年3月)	3,600 ha	2,194 ha	60.94 %
1年後の目標 (令和4年3月)	3,600 ha	2,422 ha	67.27 %
2年後の目標 (令和5年3月)	3,600 ha	2,651 ha	73.63 %
目 標 (令和6年3月)	3,600 ha	2,880 ha	80 %

注2:「管内の農地面積」は、耕地及び作付面積統計における耕地面積（作物統計調査による面積）

2 担い手への農地利用の集積・集約化の具体的な推進方法

(1) 「人・農地プラン」の作成・見直し等への積極的な参加

「人・農地プラン」等に関する地域の話し合い活動に積極的に参加し、地域農業者の意向や農地の情報等に努めるとともに、「人・農地プラン」の実質化を促進化を促進するため、地域での話し合いの調整や推進に積極的に関与いたします。

(2) 農地の利用調整

市畜産農政課、農地中間管理機構、農協等の関係機関と連携し、農地中間管理事業を有効に活用し、担い手への農地利用の集積を推進します。農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定促進事業については、貸借期間の終了で再設定する際に農地中間管理事業への移行するよう誘導していきます。

- (3) 農地の所有者等を確認することができない農地の取り扱いについて
 農地の所有者等を確認することができない農地については、公示手続きを行い、農地法の規定に基づく知事の定めるところによる、農地中間管理機構が利用権を取得できる制度を利用し農地の有効利用を図る。

3. 新規参入促進について

(1) 新規参入の促進目標

	認定農業者	新規就農者
現 状 (平成 29 年 4 月)	296 人	11 人
3 年後の目標 (平成 32 年 4 月)	300 人	7 人／年
目 標 (平成 35 年 4 月)	300 人	7 人／年

注：「新規就農者」の目標値は、市内で青年等就農計画等の認定を行った経営体とする。

注：「新規就農者」の目標値は、「第5次えびの市総合計画－後期基本計画」の目標指標に基づき、年間7人の参入を目標としている。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

県・農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構と連携し、市内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び法人を含む参入希望者を把握し、必要な情報提供等を行う。

② 企業参入推進について

担い手が十分でない地域では、企業も地域の担い手になり得ると判断できることから、農地中間管理機構を利用した、企業の参入に努める。

③ 農業委員会によるフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、高齢化等により農地の遊休化が進んでいる地域について、引き続き下限面積に別段面積を設定して新規就農等を推進し、法人を含む新規参入者の地域での受入条件の整備を図るとともに、後見人的な役割を担う。